

## 認定制度を利用した医師少数区域等勤務推進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、認定制度を利用した医師少数区域等勤務推進事業補助金の交付については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、県内の医師不足が深刻な医師少数区域及び医師少数スポット（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして知事が定めたもの。以下「医師少数区域等」という。）での勤務を促し、医師偏在の解消を図るため、厚生労働大臣が、法第7条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師少数区域等における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることを認定した医師を支援する経費に対し補助することにより、事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

### (交付対象事業者等)

第3条 この要綱において、「交付対象事業者」とは、県内の医師少数区域等に所在する病院又は診療所とする。

### (交付の対象)

第4条 この補助金は、交付対象事業者が支援対象医師に対して、以下の各号に掲げる経費を支援する事業とする。

- (1) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- (2) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費（支援対象医師のために必要な図書を病院又は診療所において購入する場合を含む。）
- (3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

2 前項における支援の対象となる医師は、法第5条の2第1項の認定を受けた医師で、原則として同一の医師少数区域等所在病院又は診療所に、週32時間以上（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は、原則として週30時間以上）勤務するものをいう。

### (交付の条件)

第5条 この補助金は、次の条件を付して交付するものとする。

- (1) 認定制度を利用した医師少数区域等勤務推進事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付の額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。

(補助金の交付申請手続き)

第7条 補助金の交付申請は、毎年度知事が指定する期日までに、認定制度を利用した医師少数区域等勤務推進事業補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容(軽微な変更を除く)又は補助額の変更をしようとするときは、認定制度を利用した医師少数区域等勤務推進事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、認定制度を利用した医師少数区域等勤務推進事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付申請の取下げを行う場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、認定制度を利用した医師少数区域等勤務推進事業補助金交付申請取下書(第4号様式)により知事に申し出なければならない。

(補助事業の事前着手)

第 12 条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

前項ただし書きに該当する場合は、認定制度を利用した医師少数区域等勤務推進事業事前着手届（第 5 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から 1 箇月以内又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、認定制度を利用した医師少数区域等勤務推進事業実績報告書（第 6 号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第 15 条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに認定制度を利用した医師少数区域等勤務推進事業補助金請求書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 知事は、第 10 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 補助事業者が、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る処分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。
  - 5 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
  - 6 第 1 項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

#### (消費税の仕入控除額)

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 号様式）により知事にすみやかに報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

#### (補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

#### (その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
研修受講経費	支援対象医師 1 人当たり 次により算出された額 (1)研修受講料 10,000 円×勤務月数 (2)旅費 県内 2,000 円×勤務月数 県外 12,000 円×勤務月数	旅費 雑役務費 (研修受講料)	10 分の 10
専門書購入経費	支援対象医師 1 人当たり 54,000 円	備品費 (図書)	
他病院勤務経費	支援対象医師 1 人当たり 県内 4,000 円×月数 県外 24,000 円×月数	旅費	